

令和7年度当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境

世界では、長引く不安定な国際情勢や物価高騰の影響に加え、気候変動による異常気象の頻発や生物多様性の損失および環境汚染等による危機感の高まりがある一方、社会・経済活動の再開による回復の兆しや、生成AIをはじめとする技術革新等が社会や経済に前向きな変化をもたらしている。

国内では、春の賃上げや株価が30数年ぶりの高水準となり、企業の設備投資は史上最高の水準にあるものの、物価の上昇に賃上げの伸びが追いつかず、デフレ完全脱却、賃金と物価の好循環の実現に向けて、今がまさに重要な局面にある。同時に、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、人材不足が深刻化する中、2024年問題に加え、団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢化社会の到来（2025年問題）により、社会を支える人材の確保が必要となっている。加えて、自然災害が激甚化・頻発化しており、来る自然災害に向けて、能登半島地震での教訓も生かした危機管理や災害対応の向上が求められている。

さらに、子どもや若者を取り巻く現状に目を向けると、生きづらさや孤独感、社会との関わりの中での悩み、不登校、自殺など、複雑で深刻な状況が引き続きあり、子どもの目線で、子どもの権利を大切にして、すべての子ども・若者の命が守られ、自分らしく健やかに、安心して過ごせる社会の実現に向けた取組をさらに進めていく必要がある。

一方で、グローバル需要の拡大やインバウンドの増加等を受け、課題を克服しながら、持続可能な地域経済を目指す取組が進む等、前向きな変化も生まれている。

世界で起きていることが、わたしたちの暮らしと連動していることを再認識するとともに、世界の動向、世界とのつながりを意識し、行動していく重要性が一層増している。

また、人口減少が進行する一方で、外国人県民が過去最多を更新するなど、社会構造がこれまでにないスピードで変化することが見込まれるなか、大切なものは残しながらも「これまでの延長線上に未来はないのではないか」という認識も持ち、既存の仕組みや前提そのものを見直し、変革していく姿勢が求められている。

一人ひとりが輝き、「ひと」「社会・経済」「自然」のバランスがとれた持続可能な滋賀を実現するために、「いま」を生きるわたしたちは、文化や歴史が重ねてきた時間に思いを馳せ、生老病死に真摯に向き合うことを大事にしながら、これから生まれてくる子どもたちが成長し、老いていく時や、琵琶湖の水源である森などの自然が積み重ねる年月にも思いを致し、50年後、100年後の滋賀の姿を展望したうえで、次代につなぐ責任を持ち、方向性を見極めることが重要である。

(2) 本県の財政状況等

本年7月に内閣府が公表した年央試算においては、我が国経済は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復が続いており、円安等に伴う輸入物価の上昇の影響等には注意する必要があるものの、民間需要主導の緩やかな回復が続くと見込まれている。

また、本年6月に示された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることから、大幅な伸びを期待することはできない状況である。

さらに、本県の「財政収支見通し（令和6年3月試算）」においては、一般財源総額の状況が不透明な中、社会保障関係費の増加や国スポ・障スポをはじめとする大規模事業の進捗など大幅な財政需要の増加に伴い、令和7年度から令和12年度までの6年間で累計626億円の財源不足が見込まれ、今後中長期的に公債費も増加基調にあることから、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題となっている。

(3) 令和7年度当初予算編成に向けて

令和7年度当初予算編成に向けては、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現のため、誰もが滋賀で自分らしくそれぞれの「幸せ」を感じられ、滋賀に誇りを感じ、住み続けたいと思えるような「健康しが」を、「輝く」未来へ、ともにいきる観点から、施策構築を進める。

併せて、将来の財政の持続可能性を確保するため、行政経営方針2023-2026で定めた収支改善の取組の継続に加えて、財政の持続性・安定性の確保に向けて、自主財源の確保・充実や未来に向けた投資など新たな行政需要等へのヒト・財源の配分のシフトを着実に進める。

2 基本的な考え方について

(1) 令和7年度に向けた施策構築の方向性

令和7年度は、「琵琶湖保全再生法」施行から10年の節目を迎え、水の価値をはじめ、琵琶湖とそれを取り巻く環境の価値に改めて目を向け、守ることや、子どもの権利を社会全体で守り、支えていく取組を加速させることなど、未来につながる行動をさらに一歩進める年である。

また、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」や“いのち輝く未来社会のデザイン”をテーマとする「大阪・関西万博」といった、「輝く」を共通項とする大規模イベントを迎える年となる。

そのため、令和7年度に向けては、～「輝く」未来へ、ともにいきる「健康しが」～を推進方針として、基本構想実施計画（第2期）に掲げた政策を着実に推進するため、一人ひとりが輝く滋賀の未来を見据えた新たな一歩を踏み出す施策を検討する。

施策の検討にあたっては、県民や市町の声、情報や統計データなど合理的な根拠や分析に基づいた施策立案（EBPM）や、企業・団体等、多様な主体との協働を基本に、多様性を尊重しながら新たな価値や魅力と一緒に創り上げていく共創の視点を持ちつつ、さらなる部局連携により進めることとする。

加えて、50年後、100年後の滋賀の未来を見据え、社会構造の変化を前提とした中長期的な仕組みの見直しを含め、既存施策の必要性の検証を行い、廃止も含めた事業のあり方やデジタル技術の活用、優先度を考慮した大胆な見直しを行うなど、限りある経営資源（ヒト・財源）を真に必要な施策へシフトさせることを一体的に検討する。

これらの基本的な考え方を踏まえ、以下に掲げる柱を中心に施策を構築するとともに、とりわけ令和7年度は「国スポ・障スポ」「大阪・関西万博」の取組およびレガシーの創出を重点テーマとして取り組むこととする。

【重点テーマ】

「国スポ・障スポ」「大阪・関西万博」の取組およびレガシーの創出

【施策の柱】

- ①子ども・子ども・子ども
- ②ひとづくり
- ③安全・安心の社会基盤と健康づくり
- ④持続可能な社会・経済づくり
- ⑤CO2ネットゼロ社会づくりやMLGsの推進

さらに、上記の重点テーマおよび施策の柱に加え、令和5年度から取り組む「県北部地域の振興」については、引き続き部局横断により、他地域の先行モデルとなるよう、地域資源を活かした魅力ある地域づくりや、未来を支える人材の育成などを推進し、関係人口の創出をはじめとする地域振興に集中的に取り組む。

(2) 財政健全化の推進

予算編成においては、引き続き多額の財源不足が見込まれる状況に鑑み、行政経営方針2023-2026で定めた収支改善の取組の着実な実施に加え、更なる「ヒト・財源の配分のシフト」や公債費の適正管理に取り組む。

- ①更なるヒト・財源の配分のシフト

財政の持続性・安定性の確保に向けて、段階的に収支改善に取り組み、財源不足の大胆な縮減につなげていくことが不可欠である。また、全庁的に業務の見直しや効率化を積極的に進め、新たな行政需要やより注力すべき業務に機動的に対応できる体制を整える必要があることから、「令和7年度に向けた「ヒト・財源の配分のシフト」について」（令和6年6月28日付け滋人第850号、滋行経推第151号、滋財第124号総務部長通知）に基づき取組を着実に進めること。

ア 目標額

全庁での財源シフトの目標額は一般財源ベースで5億円を下回らない額とする。

イ 歳入確保

基幹的な歳入である県税や地方交付税の安定確保はもとより、国への政策提案・要望による国費等の獲得、ネーミングライツやクラウドファンディング、ふるさと納税による寄附の獲得、県有財産の空きスペースや未利用地等の有効活用など将来にわたって継続性のある財源を確保する。

ウ 歳出見直し

決算特別委員会、包括外部監査や定期監査、基本構想審議会等の外部からの意見を踏まえ、事業成果の検証をした上で、ゼロベースで事業の必要性の判断を行うこと。

特に、5年間事業手法等の見直しがなく継続実施している裁量のある経費については、事業成果を検証し、廃止または事業手法の見直しを行うこと。

なお、裁量のある経費のうち、今年度に見直しを行わない経費については、最長5年以内の期間で見直し時期の設定を行うこととし、見直し時期の設定に当たっては、見直し時期に実現すべき姿、事業の自走化に向けた計画等を念頭に置いた成果指標の設定も検討すること。

②公債費の適正管理

防災・減災、国土強靱化や公共施設の老朽化対策等に伴う県債発行額の増加を踏まえ、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、公債費の適正管理に取り組む。

<予算編成に当たって留意する点>

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」においてデフレ完全脱却の実現と、豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させることで所得と生産性の向上を図るとともに、グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行し、人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていくこととしている。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策・制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるように取り組むこととする。

○市町との連携強化

急速に進む人口減少への対応や地域活性化策など、県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを活かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよ

う取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携・共創

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめNPO、企業、大学などの多様な主体と、課題を共有し、対話を積み重ね、共感を広げ、協働・連携を基本に、将来を見据え新たな価値や魅力を一緒に創る共創の視点を強く持つ必要がある。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共創を常に意識し取組を進めることができるよう努めることとする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があるため、予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施する場合であっても、事業のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効果的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠（以下、「部局枠」という。）は、令和6年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組予定額、「令和7年度当初予算における枠外要求項目について」（令和6年6月28日付け事務連絡財政課長通知）（以下、「枠外要求項目通知」という。）により協議を了した枠外要求経費、および以下の（1）から（6）の特別枠等を踏まえて設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、部局枠の範囲内で、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費については十分精査すること。

なお、各特別枠や個別の歳出等については、以下のとおり取り扱う。

（1）施策チャレンジ枠

基本構想を着実に推進するため、「基本構想推進のための施策チャレンジ枠について」（令和6年7月17日付け滋企調第177号総合企画部長通知）により、「主要施策の知事協議」を経て採択した事業については、「施策チャレンジ枠」を設定することにより、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（2）長寿命化等推進特別枠

「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業ならびに「更新・改修方針」に定める更新事業および改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和7年度当初予算編成に向けた対応について」（令和6年5月17日付け滋財第2066号財政課財産活用推進室長通知）による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（3）基金充当事業

次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ当該右欄に掲げる通知による協議を了したものは、所要の予算額を見積もることができるものとする。

CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金充当事業	令和7年度CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金の充当事業について（令和6年6月28日付け滋ゼロ推第155号CO ₂ ネットゼロ推進課長通知）
琵琶湖森林づくり基金充当事業	令和7年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（令和6年7月12日付け滋森政第400号琵琶湖環境部長通知）
子ども・若者基金充当事業	子どもの施策の推進についての考え方および令和7年度滋賀県子ども・若者基金の充当希望事業調べ等について（令和6年6月28日付け滋子若私第358号子ども若者部子ども若者政策・私学振興課長通知）
中小企業活性化推進基金充当事業	令和7年度中小企業活性化推進基金事業に係る庁内提案（事前募集）について（令和6年6月28日付け滋中活本第8号中小企業支援課長通知）

（4）滋賀応援寄附充当事業

滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（5）歳入確保インセンティブ加算

自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、増収となるもの（未利用県有地の売却を除く。）については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることのできるものとする。

なお、1回に限り、実績額と同額（継続的な歳入の場合は倍額）を、部局枠に加算することとするが、当該歳入確保の取組にあたり、枠外要求項目通知 記1（1）⑧により配分した金額がある場合は、当該加算額から当該配分額を控除することとする。

また、当該加算額は、実績額に係る決算の翌々年度の当初予算以降3年間に限り、分割して加算を受けることができる。

（6）大規模事業等

大規模事業等については、知事との協議を了し実施の方針が決定されたものに限り、所要の予算額を見積もりすることができるものとする。

なお、見積りに当たっては、事業着手時期やより効率的・効果的な事業手法の検討、規模の精査、事業費の平準化、有利な地方債の活用や時限措置の徹底、増額を要する場合は公債費の適正管理の方針との整合性を図るほか、前例にとらわれることなく広く財源確保策の検討を行うことなどにより対応すること。

（7）職員給与費

職員給与費については、執行体制に係るものを除き、新規・追加を伴う場合はあらかじめ調整を行い、了とされた内容により見積もりを行うこと。

（8）扶助費

扶助費については、単なる要望の積上げ等ではなく、過年度の実績等も勘案するなど、多角的に分析し、適切に見積もること。

（9）公債費

公債費の負担が中長期に増大することが見込まれるため、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、事業の必要性を見極めるとともに、地方交付税措置のある有利な県債を活用するなど、将来負担にも十分留意して県債を充当すること。

4 留意事項について

(1) 予算の調整

予算編成に当たっては、本県財政の状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

なお、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

(2) 基金の廃止・統合等

基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

(3) 民間活力の活用等

県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、更なる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について、安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等に留意しつつ、積極的に検討すること。

(4) 出資法人に対する財政的関与の縮小

出資法人については、県の説明責任を果たすという観点から、県の関与のあり方等を不断に見直す必要がある。

特に、出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小が図れるよう、検討すること。

(5) 適正な事務執行の確保

事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積もりに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。

(6) 労務費等を適切に反映した適正な積算

予算見積もりに当たっては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とすること。

(7) 環境改善効果

予算見積もりに当たっては、CO₂排出量削減等の環境改善効果が高まるよう、考慮すること。

(8) ジェンダー視点に立った取組の推進

予算見積もりに当たっては、別途発出される「令和7年度男女共同参画・女性活躍の推進について」（滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部長通知）を踏まえ、ジェンダーの視点に十分留意すること。

(9) 予算編成作業の負担軽減

予算編成作業は、多くの職員が関わり、期間も長期間に及ぶことから、部局の裁量拡大や枠外要求基準の見直しなど事務負担の軽減を進めている。今後の編成過程においても、全庁的な負担軽減に資するよう更なる検討を行うこととしているが、各部局においても、協議資料の削減や協議時間の短縮など、事務の効率化や省力化に十分留意すること。

5 その他

(1) 予算見積書の提出期限は、11月1日(金)とする。

ただし、公共事業に係る見積書の提出期限は、11月11日(月)とする。

なお、予算編成システムへの入力をもって、予算見積書を提出したものとみなすこととする。

(2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。

(3) その他必要な事項等については、別途通知する。